

平成30年度家庭裁判所調査官インターンシップのお知らせ

千葉家庭裁判所

1 対象者

大学生及び大学院生（学部不問）

2 実施日時・場所

日時：平成30年8月30日（木）

午前10時00分から午後5時00分

場所：千葉家庭裁判所（千葉市中央区中央四丁目11番27号）

3 内容（予定）

家庭裁判所調査官の職務についての説明

業務体験（調査面接体験，少年事件事例・家事事件事例のグループ討議）

庁舎見学

4 募集人数

20人程度

5 申込みの流れ

① 申込書に必要事項を記入し，以下の提出先に郵送してください。

<提出先>

260-0013

千葉市中央区中央四丁目11番27号

千葉家庭裁判所総務課人事第一係

<申込期限>

平成30年8月16日（木）必着

② 応募者多数の場合は抽選とし，平成30年8月20日（月）頃に，当選者のみに郵送で抽選結果を御連絡いたします。

6 参加費用

無料

### 【留意事項】

参加者は以下を了承した上で本インターンシップに応募してください。

#### 1 服務及び秘密の保持

- (1) 参加者は、インターンシップ中は裁判所職員の服務に準ずるものとし、裁判所職員が遵守すべき法令及び規則等を守っていただきます。
- (2) 参加者は、インターンシップ中に知り得た秘密を、同期間中及びインターンシップ終了後において、第三者に漏らしてはいけません。

#### 2 経費

インターンシップの参加に伴って生じた一切の経費（交通費、食費、宿泊費等）は、全て参加者の負担となります。

#### 3 保険への加入

インターンシップ中に発生した事故に備えた任意保険の加入は、各自の判断で行っていただきます。

### 【個人情報の取扱いについて】

裁判所は、参加者の個人情報の管理について万全を期し、法令及び「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づく場合を除き、参加者の個人情報を第三者に提供することはありません。

裁判所は、法令及び要綱に基づく場合を除き、参加者の個人情報を実習の実施以外の目的に使用することはありません。

注) 本インターンシップは、採用選考活動とは一切関係ありません。

《お問合せ先》

千葉家庭裁判所事務局総務課人事第一係

電話：043-333-5304（直通）